

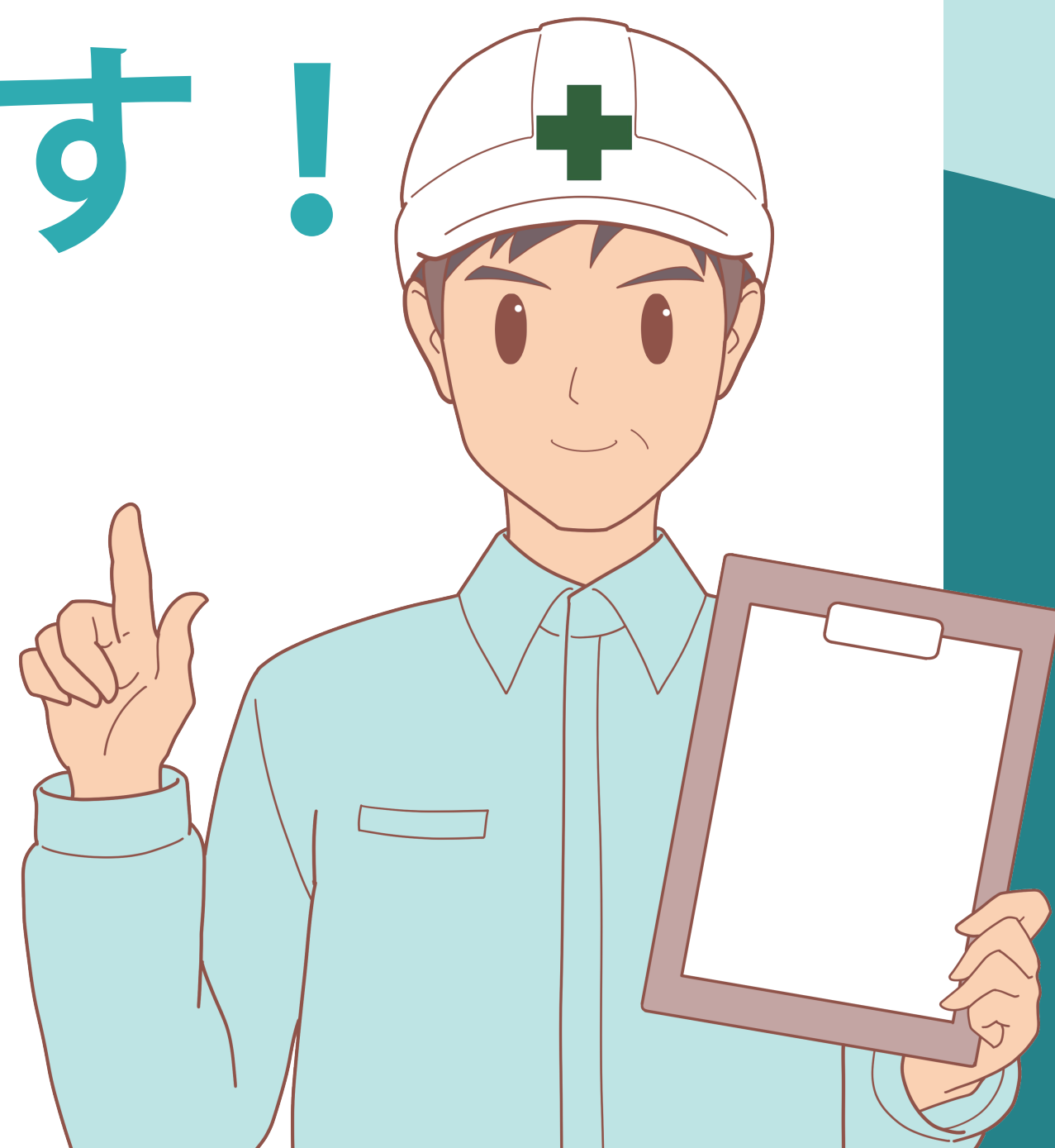
解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

令和5年 **10月1日**
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」^{※1} が行う必要があります！

※1

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



事前調査は、 工事の規模にかかわらず すべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります (※2、3)

事前調査結果の 報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、
パソコン・スマホから24時間報告できます (※4)

一定規模以上の工事は、施工業者
(元請事業者) が労働基準監督署と
都道府県等に対して、
事前調査結果の報告を
あらかじめ行う必要が
あります



↑一定規模以上の
工事はこちらから



※2 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者等が行う必要があります

※3 事前調査については、「文書」と「目視」による方法が原則です

ただし、事前調査の方法については、例えば、解体等対象建築物等の着工日等が平成18年(2006年)9月1日以降であることを、設計図書等の文書で確認する方法などが認められており、この場合は事前調査者の資格まで必要ありません

※4 システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

